

監査結果のご報告

令和5年4月18日付で勇気ある市民の方が提出されていましたが、直方市大規模宴会場等事業継続支援給付金（以下「本件給付金」という。）に対する住民監査請求について、同年6月16日付で監査結果が公表されましたので、その要旨をご報告いたします。

住民監査請求は以下の2点を問題として指摘し、事業者Aに対して本件給付金として500万円を交付したことは違法であり、事業者Aに対して前記500万円の返還を請求すべきであるというものでした。

- 1 補助金交付要件から「市税を滞納していないこと」という要件を削除したこと（以下「本件特例措置」という。）は事業者Aのためにしたことであり、公平性を著しく侵害する違法な措置である。
- 2 事業者Aに対して本件給付金として500万円を交付したことは、本件特例措置の適用にあたって、各補助金の目的・性質、交付対象者に対する公金の投入状況などを十分勘案して行うとする運用基準に違反した違法なものである。

以上の主張に対して、監査委員大場亨、同中西省三は、次のように判断して「**本件給付金の交付は違法または不当な支出ではない**」として**住民監査請求を棄却**しました。

- 1 市内に大規模宴会場等を確保することは、当該施設及び取引事業者等の雇用を維持し、ひいては地域経済を支えていくことになるため、市全体の利益につながるものと期待でき、公益上必要があると認められる。補助金の違法性は「公益性の必要性」の有無で判断されるものであり、税金等の滞納がないことは必ずしも要件にしなければならないものではないから、本件特例措置そのものが合理性を欠くとは言えない。
- 2 本件特例措置は「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策として交付しようとする補助金」全般が対象となるもので、本件給付金に対してのみ適用されるものではないから、事業者Aのみを対象としたものではない。
- 3 本件給付金の交付要件をどのように定めるかは、市長に認められた裁量権に基づき、その行使の内部基準を定めたものであり、裁量権の逸脱や乱用がない限り、処分が当然に違法となるものではなく、よって、仮に本件特例措置がなくても、市税滞納要件を削除した本件給付金の交付が違法となるものではない。
- 4 事業者Aは、令和2年度及び令和3年度に旅行業等給付金として合計492万4千円の交付を受けているが、本件給付金は交付要件として過去に本件給付金の交付を受けたことがないとしているが、その他の給付金の交付に関しては何ら要件としていないこと、本件給付金の財源は全額が市の一般財源であるのに対し、旅行業等給付金の財源は全額国庫補助金であるなど全く別のものであることから、事業者Aに本件給付金を交付しても著しい不公正が生じているとは言えない。